2014/11/14

## 厚労省「第1回 医療事故調査制度の施行に係る検討会」 報告対象となる死亡の解釈について議論が紛糾

厚労省医政局長の私的諮問機関「医療事故調査制度の施行に係る検討会」(座長:山本和彦・一橋大学大学院法学研究科教授)は11月14日、第1回会合を開催した。医療事故調査制度は、医療事故が発生した場合に医療機関が院内調査を行い、第三者機関(医療事故調査・支援センター)に報告する仕組み。第三者機関が報告を収集・分析することで再発防止につなげることが狙いで、6月に成立した医療介護総合確保推進法により医療法に位置付けられた。厚労省は来年10月の施行に向け、報告対象となる事象などを定めた省令、大臣告示、通知を策定する。検討会はその内容について議論し、来年2月をめどに取りまとめを行う予定。

## ■より結論が出しやすい項目から議論を

今回、構成員から出された意見は、報告対象となる医療事故の要件の解釈に集中した。 改正された医療法第6条の10第1項によれば、対象となるのは「予期しなかった死亡又は 死産」。会合では、厚労省が策定する医療事故調査のガイドラインについて7月から学術的 研究を行っている「診療行為に関連した死亡の調査の手法に関する研究班」(厚生労働科学 研究費補助金事業)による議論の整理を、研究代表者である西澤寛俊構成員(公益法人社 団全日本病院協会会長)が紹介。「予期しなかった」という文言の考え方については多くの 意見が挙げられており、結論が出ていない状況だと述べた。

また、医療従事者としての立場から日本医療法人協会が行った提言について、小田原良治構成員(一般社団法人日本医療法人協会常務理事)が説明。条文では「予期しなかった」もののみを報告対象としており、単純な「過誤」や「過失」は対象から外れていると主張した。加藤良夫構成員(南山大学大学院法務研究科教授・弁護士)はこれに反論し、「法律には過誤のあるなしは書かれていない。『予期しなかった』ものであれば、過誤の有無にかかわらず当然報告する義務がある」と述べた。他の弁護士の構成員からも、原因究明のためには「予期しなかった」という文言を幅広く解釈することが必要だとする意見が多数挙がり、議論は紛糾した。

これに対して大磯義一郎構成員(浜松医科大学医学部教授)は、弁護士側が法的責任を 広げるべきだとする一方で、医療者側はこれに反発するという対立が膠着状態を生んでい ると指摘して、「(対立点となっている)何が報告対象になるかという入口の部分ではなく、 非懲罰性について現場の医療者が安心できるよう担保した上で、(より議論のしやすい)遺 族への説明事項など出口の部分から始めるのはどうか」と提案した。

次回の会合では、事務局が意見を整理して論点を提示し、それに沿って議論を進めていくことになった。